

DM三井製糖ホールディングス株式会社

第98回(2022年3月期) 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月21日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階 「山吹」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

新型コロナウイルス感染防止への対応について
今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面若しくはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
当社対応の詳細につきましては2頁をご覧ください。

本年は、接触感染のリスク低減のため、ご来場株主様へのお土産配布を中止させていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/2109/>



目次

第98回（2022年3月期）定時株主総会招集 ご通知	1
電磁的方法による議決権行使について	3
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任 の件	14
(添付書類)	
事業報告	
I 企業集団の現況	20
1. 事業の経過及びその成果	20
2. 設備投資及び資金調達の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 財産及び損益の状況の推移	25
5. 重要な子会社の状況等	26
6. 主要な事業内容	27
7. 主要な営業所及び工場	28
8. 使用人の状況	29
9. 主要な借入先及び借入額	29
II 会社の現況	30
1. 株式の状況	30
2. 会社役員の状況	31
3. 会計監査人の状況	36
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
貸借対照表	39
損益計算書	40
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	41
計算書類に係る会計監査人の監査報告	43
監査等委員会の監査報告	45

「スマート招集」サービスを
導入しています。



当社では、株主さまとのコミュニケーションのさらなる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、パソコン・スマートフォンでご覧いただける「スマート招集」を導入しています。

右記のURLまたはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



<https://p.sokai.jp/2109/>

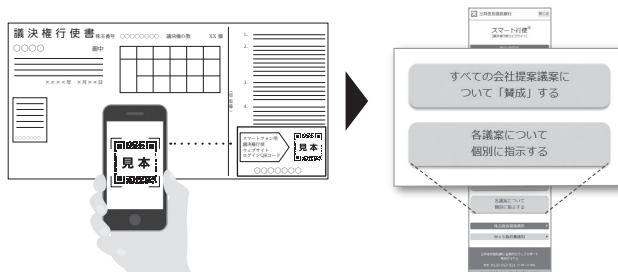
議決権行使書用紙記載の株主固有の
QRコード®をスマートフォンで読み取るだけで、
議決権行使コード・パスワードに煩わされず
議決権の行使が可能になりました。

- ◆ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ◆ パソコンの起動・行使サイトへの遷移も不要
- ◆ 面倒な議決権行使コード・パスワードの入力が不要

(注) 利用されているQRコード®読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。
QRコード®読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(注) 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



2022年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森 本 卓

第98回（2022年3月期）定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回（2022年3月期）定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

後記の「電磁的方法による議決権行使について」（3頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階「山吹」

3. 目的事項 報告事項

1. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。なお、「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【当社新型コロナウイルス感染防止対応について】

- ・接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産配布を中止いたします。
- ・株主総会当日の議場の模様につきましては、後日（6月30日頃を予定）、当社IRサイトから動画でご覧いただけます。（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）
- ・インターネットでの議決権行使後のアンケートにて、事前質問の受付を行います。株主の皆さまのご関心の高い事項については株主総会当日に回答し、その内容を後日ウェブサイトに掲載いたします。
- ・当社運営スタッフはマスクを着用し対応させていただきますとともに、あらかじめ検温を実施し、体調を十分確認したうえで参加いたします。

【株主の皆さまへのお願い】

- ・今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、本招集ご通知に同封の議決権行使書の郵送、若しくは電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・当日ご出席される株主の皆さまは、健康状態に十分ご留意いただき、体調などにご不安がある場合は、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液の使用、体温確認などにご協力ください。
- ・発熱が確認された場合や体調不良とお見受けする株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、株主総会会場の座席間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・ご滞在時間短縮化のため、効率的な議事進行を図ってまいります。

今後、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.msdm-hd.com/ir/>)にてお知らせしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

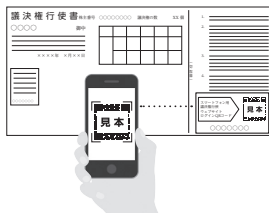
電磁的方法による議決権行使について

1.電磁的方法による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

- ※1.インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いします。
- ※2.議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号： 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

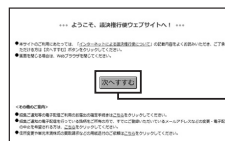
2.議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、将来の成長に向けた事業展開と、経営基盤強化のための内部留保の充実にも配慮しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。その上で、年間配当金額は、連結配当性向が100%を超えない限り、最低配当金額として1株当たり60円の配当を実施することとし、都度の経営環境を総合的に勘案し、現金配当と機動的な資本政策を組み合わせた総還元性向50%を目途とした株主還元を行ってまいります。

当期の配当につきましては、上記方針に則り、業績などを踏まえ、株主の皆様への利益還元、財務体質・経営基盤の強化のための内部留保の充実、並びに再生産と成長に必要な投資を総合的に勘案し、1株当たり配当金を年間60円とし、期末配当金は1株当たり30円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額972,726,060円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 本店所在地変更

現在、登記上の本店移転を検討中であるため、本定時株主総会にて第3条（本店）を変更の上、附則にて取締役会で決議する移転日より効力が生じる旨を定めるものであります。

(2) 電子提供等に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(3) 代表取締役及び役付取締役に関する変更

現状に則した見直しを行った結果、社長は代表取締役から選定する旨を追加し、取締役副社長の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(本店) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(本店) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって代表取締役のうち1名を社長とする。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2021年2月22日臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2021年2月22日臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第3条（本店）の変更は、2023年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第2項は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p>3. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>本附則第3項から第5項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位
1	もりもと たく 森 本 卓 再任	代表取締役社長CEO 内部監査、品質保証担当
2	さとう ゆう 佐 藤 裕 再任	代表取締役副社長執行役員CEO補佐 サステナビリティ推進担当
3	のむら じゅん いち 野 村 淳 一 再任	代表取締役副社長執行役員CTO グループ生産・技術、研究開発担当
4	はん だ じゅん いち 半 田 純 一 再任 社外 独立	社外取締役
5	さとう むね ひで 佐 東 宗 秀 再任 社外	社外取締役
6	とね だち じ ろう 刀 禰 館 次 郎 再任 社外	社外取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1 再任	 <p>もりもと たく 森 本 卓 (1957年7月31日)</p> <p>(選任理由) 商社の経営者としての経験及び実績や、誠実な職務遂行に必要な知見と監督能力を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>1981年4月 三井物産株式会社入社 2005年4月 米国三井物産株式会社米州本部Senior Vice President 合樹・無機化学品 Div.Divisional Operating Officer 2013年4月 三井物産株式会社執行役員化学品業務部長 2014年4月 同社執行役員機能化学品本部長 2016年4月 同社常務執行役員パフォーマンスマテリアルズ本部長 2017年4月 同社専務執行役員アジア・大洋州本部長 アジア・大洋州三井物産株式会社社長 2019年4月 同社副社長執行役員アジア・大洋州本部長 2020年5月 当社顧問 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員 2020年10月 三井製糖吸収分割準備株式会社（現三井製糖株式会社）代表取締役社長（現任） 2020年11月 当社代表取締役社長CEO（現任） (担当) 内部監査、品質保証 (重要な兼職の状況) 三井製糖株式会社代表取締役社長</p>	3,900株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 再 任	 <p>さとう ゆう 佐 藤 裕 (1961年10月17日)</p>	<p>1985年 4 月 三菱商事株式会社入社 1997年 2 月 英国三菱商事兼Mit-sun International 副社長 2010年 4 月 三菱商事株式会社糖質ユニットマネージャー 2012年 4 月 北米三菱商事会社兼米国三菱商事生活産 業部門担当・上級副社長 2014年 4 月 三菱商事株式会社生活産業グループCEO オフィス特命戦略担当 2014年11月 Cermaq Group AS取締役会長 2017年 4 月 三菱商事株式会社理事 2018年 4 月 大日本明治製糖株式会社顧問 2018年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 2021年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員CEO補佐 （現任） （担当） サステナビリティ推進 （重要な兼職の状況） 大日本明治製糖株式会社代表取締役社長</p> <p>（選任理由） 商社の食料部門における永年の経験及び、大日本明治製糖での経営者としての実績を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>3</p> <p>再任</p>	 <p>のむら じゅんいち 野村 淳一 (1958年10月26日)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2008年4月 当社生産本部千葉工場長 2010年4月 当社執行役員生産本部神戸工場長 2013年4月 当社上席執行役員砂糖生産本部神戸工場長 2014年4月 当社常務執行役員砂糖生産本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員砂糖生産本部長 2016年4月 当社取締役専務執行役員砂糖生産本部長 2020年4月 当社取締役副社長執行役員砂糖生産本部長 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員砂糖生産本部長 2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員CTO (現任) 三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員(現任)</p> <p>(担当) グループ生産・技術、研究開発 (重要な兼職の状況) 三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員</p> <p>(選任理由) 当社グループ生産部門における永年の経験と識見を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>2,860株</p>
<p>4</p> <p>再任 社外 独立</p>	 <p>はんだ じゅんいち 半田 純一 (1957年2月13日)</p>	<p>1979年4月 東亜燃料工業株式会社入社 2002年2月 ブーズ・アレン・ハミルトン代表取締役 2005年4月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長 2013年4月 武田薬品工業株式会社人事部長 2013年6月 同社コーポレートオフィサー人事部長 2014年10月 同社グローバルHR 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2015年7月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長(現任) 2016年4月 東京大学大学院経済学研究科特任教授 (重要な兼職の状況) 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 経営戦略、特に人材戦略の立案に深い造詣と実績を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該知見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>5</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	 <p>さとう むねひで 佐 東 宗 秀 (1968年7月14日)</p>	<p>1993年4月 三井物産株式会社入社 2009年11月 Agricola Xingu S.A.副社長兼経営企画部長 2014年6月 三井物産株式会社食糧本部穀物事業第二部総合農業推進室長 2017年4月 同社食料本部油脂・主食事業部マルチグレイン推進室長 2018年8月 同社食料本部油脂・主食事業部アグリビジネス室長 2020年1月 同社食料本部食品原料部長（現任） 物産フードマテリアル株式会社取締役（現任） 2020年2月 三井農林株式会社取締役（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2022年2月 五洋食品産業株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 三井物産株式会社食料本部食品原料部長</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>
<p>6</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	 <p>とねだち じろう 刀 禰 館 次 郎 (1966年12月6日)</p>	<p>1990年4月 三菱商事株式会社入社 2014年4月 日本食品化工株式会社執行役員 2018年6月 同社取締役執行役員 2019年1月 三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質部事業戦略チームマネージャー 2019年2月 大日本明治製糖株式会社社外取締役 2019年4月 三菱商事株式会社消費財本部製粉糖質部長 2019年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役（現任） 2020年4月 三菱商事株式会社消費財本部製粉製糖部長 2021年4月 当社社外取締役（現任） 三菱商事株式会社食糧本部製粉製糖部長（現任） （重要な兼職の状況） 三菱商事株式会社食糧本部製粉製糖部長</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 半田純一、佐東宗秀、刀禰館次郎の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、半田純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 半田純一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 佐東宗秀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 刀禰館次郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
7. 半田純一、佐東宗秀、刀禰館次郎の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営のチェック機能を強化するため、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位
1	かわ むら ゆう すけ 川 村 雄 介 再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）
2	そ が べ み ほ こ 曾我辺 美保子 再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）
3	ち はら ま い こ 千 原 真 衣 子 新任 社外 独立	補欠の監査等委員である取締役
4	ます もと ひろ し 益 本 広 史 新任	執行役員 監査等委員会室、法務・コンプライア ンスグループ担当

	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>1</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>かわむら ゆうすけ 川 村 雄 介 (1953年12月5日)</p>	<p>1977年4月 大和証券株式会社入社 1997年1月 同社資本市場本部シンジケート部長 2010年4月 財団法人日本証券経済研究所理事 2011年1月 財務省財政制度等審議会委員（現任） 2012年4月 株式会社大和総研副理事長 2013年2月 金融庁企業会計審議会委員（現任） 2016年5月 中国南開大学客員教授（現任） 2017年6月 当社社外取締役 2018年6月 公益財団法人日本証券経済研究所評議員（現任） 2019年4月 株式会社大和総研特別理事 日本証券業協会特別顧問 2020年4月 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事（現任） 2021年3月 キヤノン株式会社社外取締役（現任） 2021年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 キヤノン株式会社社外取締役</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 資本市場業務での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>2</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>そがべ みほこ 曾我辺 美保子 (1969年12月10日)</p>	<p>1992年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）入社</p> <p>2001年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>2005年5月 公認会計士登録</p> <p>2018年6月 日興アセットマネジメント株式会社社外監査役</p> <p>公益社団法人日本工芸会監事（現任） 曾我辺公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2019年6月 日興アセットマネジメント株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2020年7月 株式会社ソルブレイン社外監査役（現任）</p> <p>2021年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年3月 株式会社電通グループ社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 曾我辺公認会計士事務所代表 株式会社電通グループ社外取締役（監査等委員）</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 公認会計士として会計及び税務に関する高い見識を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該見識を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>

	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 <p>ちはら まいこ 千原 真衣子 (1974年5月3日)</p>	<p>2002年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2011年11月 弁護士法人片岡総合法律事務所入所</p> <p>2014年1月 同事務所パートナー弁護士(現任)</p> <p>2014年6月 東京海上プライベートリート投資法人監督役員(現任)</p> <p>2015年6月 日本アビオニクス株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2017年12月 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社社外監査役</p> <p>2019年8月 株式会社ビズリーチ社外監査役</p> <p>2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー弁護士 ビジヨナル株式会社社外取締役(監査等委員)</p>	0株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しております。選任後は、当該知見を活かし、客観的見地から取締役会において業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>		
4	 <p>ますもと ひろし 益本 広史 (1959年8月6日)</p>	<p>1982年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2010年9月 同社中部支社業務部長</p> <p>2012年4月 同社信用リスク統括部長</p> <p>2013年4月 同社リスクマネジメント部長</p> <p>2015年4月 同社監査役室長</p> <p>2019年6月 当社執行役員経理部長</p> <p>2021年4月 当社執行役員(現任) 三井製糖株式会社社外監査役(現任)</p> <p>(担当) 監査等委員会室、法務・コンプライアンスグループ</p> <p>(重要な兼職の状況) 三井製糖株式会社社外監査役</p>	1,500株
	<p>(選任理由) 商社でのリスク管理及び内部統制並びに当社での経理及び法務関連業務等を通じた幅広い知識と経験を有しており、監査等委員として経営全般の監視と助言を期待するものであります。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、川村雄介、曾我辺美保子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、千原真衣子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本総会において同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 川村雄介氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 曾我辺美保子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年3か月となります。
6. 川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、候補者選任理由欄に記載のとおり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 川村雄介、曾我辺美保子の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、本総会において、千原真衣子、益本広史の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役候補者のスキル・マトリックス

当社は、取締役会の二つの重要な要素である経営モニタリングと成長戦略サポートに分けて必要なスキルを特定し、次のスキル・マトリックスを作成しております。

経営モニタリング		○	○	○	○	○	○	○	○		
成長戦略サポート		○	○	○	○	○				○	○
地位	氏名	経営全般	事業戦略・推進(海外事業、営業、マーケティング含む)	サステナビリティ経営	法務	IT・DX	人事・労務	財務・会計	リスク管理・内部統制	研究開発	生産管理
代表取締役社長	森 本 卓	○	○	○	○		○	○	○		
代表取締役	佐 藤 裕	○	○	○					○		○
代表取締役	野 村 淳 一	○		○			○			○	○
取締役	半 田 純 一	○	○	○		○	○	○			
取締役	佐 東 宗 秀	○	○								○
取締役	刀 禰 館 次 郎	○	○						○		
取締役(常勤監査等委員)	益 本 広 史	○		○	○			○	○		
取締役(監査等委員)	川 村 雄 介	○	○	○	○			○	○		
取締役(監査等委員)	曾我辺美保子	○		○			○	○	○		
取締役(監査等委員)	千原真衣子	○		○	○		○		○		

(注) 1.取締役 半田純一、佐東宗秀、刀禰館次郎、川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、社外取締役候補者であります。

2.上記「地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものです。

以 上

(添付書類)

事業報告
(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

(1) 経営環境

当社は、2021年4月1日付の三井製糖(株)と大日本明治製糖(株)の経営統合により、商号を「DM三井製糖ホールディングス株式会社」に変更し、新たな企業理念「姿かたちを変えながら一生に寄り添い、幸せの時を広げる。」のもと、持株会社体制並びに監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るべく、取締役の指名及び報酬に関する透明性及び公正性をより向上させるため、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会を設置いたしました。

なお、当連結会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、かつ2021年4月1日付で大日本明治製糖(株)と経営統合したことも踏まえ、以下の当期の経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度のわが国経済は、世界的に長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、全国規模での緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されることによって、企業活動及び個人消費は引き続き低い水準で推移いたしました。その後、ワクチン接種の普及等により、9月末には国内の各種制限が一旦解除され、景気持ち直しの動きが見られたものの、新たな変異株の発生に伴う感染再拡大、原油価格の上昇や円安、原材料価格の高騰及び地政学的リスクの増大などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループでも全国的な経済活動縮小の影響を大きく受ける中で、販売状況に呼応した生産の最適化や各種経費の節減を行うと共に、各社間の連携を推進し、引き続き既存事業の基盤強化と成長領域の事業拡大に取り組んでまいりました。

(2) 当社グループの概況

(砂糖事業)

海外粗糖相場につきましては、1ポンド当たり14セント後半でスタートし、8月に入ると、ブラジルの天候不順によるサトウキビの減産懸念や、原油価格などの国際商品市況全般の上昇により、約4年半ぶりとなる20セント台に達しました。12月以降は、北半球の潤沢な産糖量を受けて一時軟化したものの、ウクライナ情勢を巡り、原油をはじめとする国際商品市場に投機資金が流入した結果、相場は再び上昇し、19セント半ばで期末を迎えました。

精製白糖大袋の国内市中相場につきましては、192円～193円で始まりましたが、前期から続く海外粗糖相場の高騰及び高止まりや円安、コロナ禍における世界的な海上輸送コスト増などを受けた期中の出荷価格の引き上げが反映された結果、204円～205円にて期末を迎えました。

なお、これら各種コストの増加を吸収するため、当社の出荷価格を7月と12月にそれぞれ6円引き上げております。

国内の精製糖販売面では、土産物や外食向け需要は、各自治体からの外出自粛要請が幾度となく発出された影響を受け、低調に推移いたしました。一方で、いわゆる巣ごもり消費の高まりによる受注が活発化する中、家庭用の片手で使えるハンディタイプ製品の販売を開始し、その詰め替え用製品も取り揃えるなど、人々のライフスタイルの変化を捉えると同時に、環境に配慮した対応も進めてまいりました。安定操業に努めた生産面においても、燃料価格の高騰による影響を大きく受けましたが、引き続きコストダウンに努めてまいりました。

また、シンガポールでも、行動制限緩和による販売量の持ち直しがあったものの、総体的には、粗糖相場の上昇と高止まりによる原料コストの大幅アップ等を出荷価格の引き上げなどで吸収しきれず、損益面で大きな負担となりました。

以上の結果、砂糖事業は、売上高123,430百万円、営業利益2,441百万円となりました。

(期中の砂糖市況)

海外粗糖相場 (ニューヨーク砂糖当限、1ポンド当たり)

始値	高値	安値	終値
14.71セント	20.69セント	14.68セント	19.49セント

国内市中相場 (日本経済新聞掲載、東京上白大袋1kg当たり)

始値	終値
192円~193円	204円~205円

(ライフ・エナジー事業) ※2021年4月1日付でフードサイエンス事業から名称変更

ライフ・エナジー事業につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、パラチノースは清涼飲料向けで販売量が回復し、海外向け需要も伸長いたしました。パラチニットはキャンディ用途での新規採用品が定番化するなどし、さとうきび抽出物も食品及び飼料用の各用途での販売が好調でありましたが、全体として円安や海上輸送費高騰などの影響を受けました。

また、食品色素、食品添加物や工業用抗菌剤などの販売の増加も売上に貢献しましたが、コスト面では、介護・栄養分野における経腸栄養剤の営業活動強化を目的とした販売間接費が増加いたしました。

以上の結果、ライフ・エナジー事業は、売上高21,839百万円、営業利益153百万円となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、販売管理費の減少等により、売上高2,610百万円、営業利益1,034百万円となりました。なお、岡山工場跡地の再開発計画は順調に進捗しております。

以上の結果、経営統合による新規連結もあり、当連結会計年度の売上高は147,880百万円（前連結会計年度は108,887百万円）、営業利益は3,630百万円（前連結会計年度は3,631百万円）となりました。

営業外損益においては、フィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーを560百万円計上いたしました。なお、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬(株)とNovartis Pharma AG（以下「ノバルティス社」という。）との間で仲裁手続きが進行中であることを受け、ノバルティス社が契約の有効性に関し疑義を提起している部分につきましては、引き続き収益としては認識しておりません。

持分法投資損益においては、5月よりスプーン印の精製糖製造を開始するなど、中国関連会社の事業が順調に伸長している一方で、タイ国関連会社の原料コスト上昇に伴う原価率の悪化を受け、経常利益は3,479百万円（前連結会計年度は3,788百万円）となりました。また、連結子会社である北海道糖業(株)において、2023年3月をもって、同社の本別製糖所の生産を終了する方針を決定したことで固定資産の減損損失を計上しましたが、経営統合による負のれん発生益や当社所有ビルの売却益などもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,657百万円（前連結会計年度は2,764百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	売上高 百万円	構成比率 %
砂糖事業	123,430	83.4
ライフ・エネルギー事業	21,839	14.8
不動産事業	2,610	1.8
合計	147,880	100.0

2. 設備投資及び資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 対処すべき課題

<当社グループの使命>

当社グループは「姿かたちを変えながら一生に寄り添い、幸せの時を広げる。」を企業理念として掲げております。「おいしい」「たのしい」「うれしい」など、人が生きている幸せを実感するときにそばにいることを事業活動の目標とし、その事業の源である自然への感謝を忘れずに、その恵みを様々な姿かたちにして広く社会に届け、幸せの時が広がる未来にずっと貢献できる企業グループを目指して一歩ずつ挑戦してまいります。

<事業環境・課題認識>

当社グループは、砂糖事業が売上高の大半を占めており、砂糖事業を取り巻く環境変化や、農業政策・通商政策の影響を受けやすい事業構造にあります。国内の砂糖消費量は、人口減や甘味需要の多様化を受け漸減傾向にある中、健康寿命の延伸や新しいライフスタイルの定着などが、人々の食のあり方そのものに新たな広がりをもたらしております。最先端のITを活用したフードテックにより、食品ロスが削減され環境保全に大きく影響するなど、食の持つ新たな可能性に期待の眼差しが向けられており、DXの推進やサステナビリティ意識の向上に対する取り組みは、さらに速度を増すことが想定されております。また、少子化と高齢化の一段の進行による国内の労働力・労働者層の変化や人材獲得競争の激化、さらには、他国との経済連携の進展、原油価格の上昇や円安、原材料価格の高騰、新型コロナウイルスの感染拡大や地政学的リスクの増大による世界的な政治経済の不安定化などにより、当社グループの事業を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しております。

このような状況下、当社は、2023年3月期から2026年3月期までを対象とする中期経営計画-2026 Diversify into Nutrition & Healthを策定いたしました。新たな中期経営計画では、グループ全体の成長戦略と掲げる基本方針「グループビジネスモデルの変革」と「経営資源の再配分」のもと、グループ内事業の最適化を図ることで、①国内砂糖事業の強靱化、②海外事業の拡大、③ライフ・エナジー事業の成長、④グループの持つ研究開発力の集積・強化、⑤持続可能な社会実現への貢献を推進いたします。中期経営計画の達成に向け、グループの全役職員が多様な力を結集し、人と社会の幸せのちからになるために必要とされる栄養と健康のソリューションを届ける企業グループを目指してまいります。

なお、過去数年に亘り、当社グループの業績に大きな貢献をしてきたフィンゴリモド「FTY 720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティにつきましては、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬(株)とノバルティス社との間で仲裁手続きが継続しているため、仲裁において疑義が提起されている部分について収益の認識を行わない会計処理を継続いたします。

<課題への対処>

国内砂糖事業

バリューチェーン全体を抜本的に見直し、最適な原料調達や物流体制の構築による輸送・配送効率の向上を図ります。また、環境に配慮した生産体制のもとでのエネルギー使用量の削減や、付加価値のある販売戦略を推進してまいります。本年10月(予定)には、連結子会社である三井製糖(株)と大日本明治製糖(株)が合併し、商号もDM三井製糖(株)に改め始動いたします。両社のこれまでの経営ノウハウを結集し、合併効果の最大化と収益力の向上に取り組んでまいります。

また、国内砂糖産業の長期安定への貢献として、2021年1月付で日本甜菜製糖(株)と締結した資本業務提携契約に基づき、連結子会社である北海道糖業(株)の生産体制の見直しを始めとするビート糖業の課題解決に向け取り組んでまいります。

海外事業

堅調な経済成長を持続するASEAN・中国・中東において、①シンガポール連結子会社のBtoC製品の充実及び事業エリアの拡大、②中国の巨大マーケット需要獲得、③タイ国関連会社での高品質砂糖の提供を推進するとともに、④ベトナムなど新たなエリアにも進出しております。

ライフ・エナジー事業

糖質・糖質由来成分に関する長年の知見を含む「栄養」領域に視野を広げ、日々のパフォーマンスや個々人のライフステージに適した栄養補給食を提供することで持続可能な社会に貢献してまいります。5大栄養素のうち、特に「タンパク質」の機能に着目し、R&Dを軸に新たな事業の柱を創出することで、国内では在宅市場への展開を見据えた介護・医療食品の拡大を、また、各国市場に即した既存製品の海外展開などで、進む高齢化市場の獲得を目指してまいります。他社との連携やM&Aなどによる外部資源の活用により、成長に必要な機能と新たな知見を獲得し、収益力の強化を図ってまいります。

不動産事業

引き続き所有不動産の活用による安定的なキャッシュ創出に努めるとともに、一層の資産の効率化並びに収益力の強化を図ってまいります。

研究開発

エネルギー源となる機能性糖質・タンパク質の開発、健康食の新たな提供方法・効率的な摂取方法の研究に着眼し、外部共同研究やM&Aなども活用しながら、グループが有する商材・知見・技術を活かした多様な商品開発を進めてまいります。

サステナビリティ

サステナビリティに関する重要課題、推進方針や施策等を継続的に審議するために、2021年11月1日付でサステナビリティ委員会を設置いたしました。サステナビリティの取り組みに対する基本方針として、「5つの「寄り添い」(※)で持続可能な社会の実現を目指す」を掲げ、企業を取り巻く地球環境や社会の課題に真摯に向き合い、その解決を図りながら新たな価値を生み出してまいります。

- (※) ①「環境」に寄り添う…気候変動・水資源問題への取り組み、廃棄物の削減をととして環境改善に貢献します。
②「人」に寄り添う…労働安全衛生を強化し、ダイバーシティ&インクルージョン（人財の多様性と包摂性）への配慮をつうじて、人権が尊重される社会の実現に貢献します。
③「健康」に寄り添う…食品安全の徹底とともに、健康寿命の延伸、栄養ニーズの充実、美味しさの革新をととして、皆さまの健やかな生活に貢献します。
④「地域社会」に寄り添う…産業の振興をととして、地域社会の維持・発展に貢献します。
⑤「幸せ」の時に寄り添う…「適糖」生活を広げ、食の基盤づくりをととして皆さまの幸せな未来に貢献します。

その他

当社は、2022年4月4日付で、東京証券取引所市場第一部から新市場区分「プライム市場」に移行いたしました。今後もコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、ステークホルダーからの信頼と期待に応えるべく、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主各位におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 (2018.4.1~2019.3.31)	第96期 (2019.4.1~2020.3.31)	第97期 (2020.4.1~2021.3.31)	第98期 (当連結会計年度) (2021.4.1~2022.3.31)
売上高 (百万円)	105,274	113,854	108,887	147,880
経常利益 (百万円)	10,314	4,982	3,788	3,479
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,862	2,422	2,764	3,657
1株当たり当期純利益 (円)	257.00	93.27	107.57	112.94
総資産 (百万円)	139,867	141,705	146,710	189,497
純資産 (百万円)	95,063	92,395	91,680	109,926

(注) 当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、大日本明治製糖(株)を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合により、第98期(当連結会計年度)の財産及び損益が増加しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 (2018.4.1~2019.3.31)	第96期 (2019.4.1~2020.3.31)	第97期 (2020.4.1~2021.3.31)	第98期(当期) (2021.4.1~2022.3.31)
売上高 (百万円)	61,168	59,157	55,388	3,781
経常利益 (百万円)	10,127	6,038	4,113	1,373
当期純利益 (百万円)	7,326	4,455	3,847	1,631
1株当たり当期純利益 (円)	274.40	171.53	149.68	50.37
総資産 (百万円)	95,561	97,955	106,390	83,528
純資産 (百万円)	73,167	72,960	75,650	45,032

(注) 当社は、2021年4月1日付で、商号を三井製糖(株)からDM三井製糖ホールディングス(株)に変更し、吸収分割の方法により事業の一部を、当社の完全子会社である三井製糖吸収分割準備(株)に承継し、同社は、同日付で、商号を三井製糖(株)に変更しております。本吸収分割により、第98期(当期)の財産及び損益が減少しております。

5. 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権 比率 (%)	主要な事業の内容
三井製糖(株)	東京都 中央区	100	砂糖事業 ライフ・エナジ ー事業	100.0	精製糖並びに砂糖関連商品、機 能性食品の製造・販売 役員の兼任 3名
大日本明治製糖(株)	東京都 千代田区	6,200	砂糖事業 ライフ・エナジ ー事業	100.0	砂糖・その他糖類及びその副産 物の製造・加工・販売 役員の兼任 1名
北海道糖業(株)	札幌市 中央区	1,600	砂糖事業	84.5	ビート糖及び機能性食品等の製 造・販売 役員の兼任 1名
スプーンシュガー(株)	神戸市 東灘区	50	砂糖事業	100.0	砂糖の包装・荷役・製袋、加工 糖の製造 役員の兼任 -
生和糖業(株)	鹿児島県 鹿児島市	187	砂糖事業	65.0	原料糖の製造・販売 役員の兼任 -
(株)平野屋	大阪市 浪速区	30	砂糖事業	53.3	食品等の販売 役員の兼任 -
石垣島製糖(株)	沖縄県 石垣市	262	砂糖事業	87.3	原料糖の製造・販売 役員の兼任 1名
鳳水糖(株)	北九州市 門司区	80	砂糖事業	73.0	氷砂糖の製造・販売 役員の兼任 -
日糖産業(株)	北九州市 門司区	30	砂糖事業	100.0	紙袋・合成樹脂製品の製造・販売 役員の兼任 -
ダイヤモンドクリ エーション(株)	東京都 千代田区	100	砂糖事業	100.0	砂糖類及びその他糖類、食料品 の仕入・販売 役員の兼任 -
関門製糖(株)	北九州市 門司区	1,000	砂糖事業	100.0	砂糖の製造加工 役員の兼任 1名
SIS'88 Pte Ltd	シンガ ポール	5,839 千米ドル	砂糖事業	70.0	精製糖コンシューマーパック事業 役員の兼任 -
Asian Blending Pte Ltd	シンガ ポール	61 千米ドル	砂糖事業	70.0	加工糖等の製造・販売 役員の兼任 -

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権 比率 (%)	主要な事業の内容
(株)タイショーテクノス	東京都中央区	97	ライフ・エナジー事業	100.0	食品添加物等の製造・販売 役員の兼任 -
ニュートリー(株)	三重県四日市市	215	ライフ・エナジー事業	60.9	栄養療法食品及び嚥下障害対応食品などの開発、製造及び販売 役員の兼任 -
明糖倉庫(株)	東京都千代田区	80	不動産事業	70.0	発券倉庫、構内荷役、運搬 役員の兼任 -
ナカトラ不動産(株)	東京都千代田区	79	不動産事業	100.0	不動産賃貸 役員の兼任 -

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、大日本明治製糖(株)を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合に伴い、同日付で、大日本明治製糖(株)並びに同社の連結子会社である石垣島製糖(株)、鳳水糖(株)、日糖産業(株)、ダイヤモンドクリエーション(株)、明糖倉庫(株)及びナカトラ不動産(株)が当社の重要な子会社となりました。
2. 当社は、2021年4月1日付で、商号を三井製糖(株)からDM三井製糖ホールディングス(株)に変更し、吸収分割の方法により事業の一部を、当社の完全子会社である三井製糖吸収分割準備(株)に承継いたしました。また、同社は、同日付で、商号を三井製糖(株)に変更しております。
3. 2021年9月30日付で、当社の連結子会社である大日本明治製糖(株)が、当社の持分法適用関連会社である関門製糖(株)の株式を追加取得し、同社を完全子会社化いたしました。これにより、関門製糖(株)は、当社の重要な子会社となりました。

6. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造・販売と不動産の賃貸等を主な事業としております。事業部門別の主要製品等は、以下のとおりであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖
ライフ・エナジー事業	機能性甘味料（「パラチノース」「パラチニット」）、さとうきび抽出物、調味料、キヌア、食品保存料、食品香料、食品用天然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による電気の供給・販売業

(注) 2021年4月1日付で、ライフ・エナジー事業は、フードサイエンス事業から名称を変更いたしました。

7. 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

(1) 当社

本 社 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号

(2) 子会社

三井製糖(株)	本社	東京都中央区
	営業所	東部営業部（東京都中央区）、関西営業部（大阪市中央区）、九州営業部（福岡市東区）、ライフ・エナジー営業部（東京都中央区）
	工場	千葉工場（千葉縣市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）
大日本明治製糖(株)	本社	東京都千代田区
	営業所	本店営業部（東京都千代田区）、関西中部支社（大阪市北区）、西部支社（北九州市門司区）
北海道糖業(株)	本社	札幌市中央区
スプーンシュガー(株)	本社	神戸市東灘区
生和糖業(株)	本社	鹿児島県鹿児島市
(株)平野屋	本社	大阪市浪速区
石垣島製糖(株)	本社	沖縄県石垣市
鳳氷糖(株)	本社	北九州市門司区
日糖産業(株)	本社	北九州市門司区
ダイヤモンドマーケットクリエーション(株)	本社	東京都千代田区
関門製糖(株)	本社	北九州市門司区
SIS'88 Pte Ltd	本社	シンガポール
Asian Blending Pte Ltd	本社	シンガポール
(株)タイショーテクノス	本社	東京都中央区
ニュートリー(株)	本社	三重県四日市市
明糖倉庫(株)	本社	東京都千代田区
ナカトラ不動産(株)	本社	東京都千代田区

8. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	1,018名	208名増
ライフ・エナジー事業	326名	24名増
不動産事業	8名	5名増
全社（共通）	130名	23名増
合計	1,482名	260名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。（嘱託社員を除く。）
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	306名減	49.18歳	23.36年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。（嘱託社員3名を除く。）
 2. 使用人数が前期末と比べて306名減少しておりますが、これは当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

9. 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
農林中央金庫	5,696
三井住友信託銀行株式会社	3,932
株式会社三井住友銀行	3,460
株式会社日本政策投資銀行	1,400

II 会社の現況

1. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,639,780株（うち自己株式215,578株）
- (3) 株主数 36,836名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
三 井 物 産 株 式 会 社	8,609,070	26.55
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,487,990	20.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,377,400	7.33
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,000,000	3.08
双 日 食 料 株 式 会 社	634,000	1.96
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	486,064	1.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	427,000	1.32
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	341,019	1.05
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	322,000	0.99
日 本 甜 菜 製 糖 株 式 会 社	250,232	0.77

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（215,578株）を控除して算出しております。自己株式には、役員報酬制度に基づく株式交付信託が保有する当社株式（154,300株）を含んでおりません。
2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて、上位となる10名の株主を記載しております。

2. 会社役員 の 状況 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役 の 状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	森 本 卓	CEO 三井製糖株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	佐 藤 裕	副社長執行役員、CEO補佐、サステナビリティ推進担当
代 表 取 締 役	野 村 淳 一	大日本明治製糖株式会社代表取締役社長 副社長執行役員、CTO、グループ生産・品質保証・研究開発担当、資本業務提携推進担当
代 表 取 締 役	三箇山 秀之	三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員 副社長執行役員、CFO、CCO
取 締 役	半 田 純 一	三井製糖株式会社取締役 株式会社りそな銀行社外取締役 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長
取 締 役	佐 東 宗 秀	三井物産株式会社食料本部食品原料部長
取 締 役	刀 禰 館 次 郎	三菱商事株式会社食糧本部製粉製糖部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	飯 島 一 郎	
取 締 役 (監査等委員)	川 村 雄 介	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 キヤノン株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	曾 我 辺 美 保 子	曾我辺公認会計士事務所代表 株式会社電通グループ社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 半田純一、佐東宗秀、刀禰館次郎、飯島一郎、川村雄介、曾我辺美保子の各氏は、社外取締役であります。
2. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実
・監査等委員である取締役 曾我辺美保子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役の異動
・2021年6月22日の第97回定時株主総会の終結の時をもって、取締役 長田務氏は任期満了により退任いたしました。
・2021年6月22日の第97回定時株主総会において、取締役 佐東宗秀氏が新たに選任され、就任いたしました。
・2022年3月30日付で、監査等委員である取締役 曾我辺美保子氏は株式会社電通グループ社外取締役 (監査等委員) に就任いたしました。
・2022年3月31日付で、取締役 半田純一氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授を退任いたしました。
4. 当社は、取締役 半田純一、飯島一郎、川村雄介、曾我辺美保子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、飯島一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年5月20日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保することを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役（当社の取締役のうち、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役をいいます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬の三つにより構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会の審議を経て決定することとします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

短期インセンティブ報酬としての賞与は、役位及び業績指標を反映した現金報酬とし、業績指標として、「連結EBITDA」、「連結当期純利益」、「連結経常利益の計画達成度」に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。支給額は、目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動します。目標となる業績指標は、適宜、環境の変化に応じてガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬は、株式交付信託方式とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役に對して交付するものとし、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の達成度等

に応じたポイントを付与します。業績指標は賞与（短期インセンティブ）と同一とし、ポイントは目標達成時を100%として、0%～200%の間で変動するものとします。なお、株式の交付は原則として退任時とします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6/9：2/9：1/9とします（業績指標を100%達成の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、取締役会は、代表取締役社長により適切に当該委任事項の決定がなされるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ決定することとします。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	162	116	31	15	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役 (監査等委員を除く)	10	10	—	—	1
社外取締役 (監査等委員)	40	40	—	—	3

(注) 1. 当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名であり、そのうち、無報酬の社外取締役（監査等委員を除く。）が2名在任しております。また、監査等委員である取締役は3名であります。

2. 業績連動報酬及び株式報酬に係る業績指標は、「連結EBITDA」、「連結当期純利益」、「連結経常利益」の計画達成度です。「連結EBITDA」はキャッシュベースの本業の収益力をダイレクトに測ることができること、「連結当期純利益」は企業の全ての経営活動の成果を測ることができること、「連結経常利益」は経営の基本的な成果を測ることができることから、これら指標を選択しております。これら指標に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。支給額は、目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動します。目標となる業績指標は、適宜、環境の変化に応じてガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。当事業年度の計画達成度（実績）は、連結EBITDA68%、連結当期純利益56%、連結経常利益78%となりました。

3. 非金銭報酬の内容は株式報酬であり、株式交付信託方式とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役に對して交付するものとし、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の達成度等に応じたポイントを付与します。業績指標は賞与（短期インセンティブ）と同一とし、ポイントは目標達成時を100%として、0%～200%の間で変動するものとします。なお、株式の交付は原則として退任時とします。
 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年2月22日開催の臨時株主総会において、年額4億9,000万円（うち社外取締役については年額5,000万円）以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない。）。その株主総会により選任された取締役が就任した時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役3名）です。また、2021年6月22日開催の第97回定時株主総会において、金銭報酬の限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役に除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。その内容の概要につきましては3に記載のとおりです。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役に除く。）の員数は4名です。
 5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年2月22日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。その株主総会により選任された監査等委員である取締役が就任した時点の員数は3名です。
 6. 取締役会は、代表取締役社長である森本卓氏に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。取締役会は当該委任事項の決定が適切になされるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ決定しております。取締役会は、同委員会において「役員報酬等の内容の決定に関する方針」に基づいて決定していることを確認しており、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。ガバナンス委員会の構成は以下のとおりです。
委員長：飯島一郎（常勤の監査等委員である社外取締役）
委員：半田純一（社外取締役）、川村雄介（監査等委員である社外取締役）、曾我辺美保子（監査等委員である社外取締役）、森本卓（代表取締役社長）、佐藤裕（代表取締役副社長執行役員）
委任された権限の内容は以下のとおりです。
取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項
委任した理由等は以下のとおりです。
当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を客観的に行うには、取締役による合議・審議はなじまず、会社全般を総覧する立場である代表取締役社長と、より透明性と客観性を高める立場である社外取締役に構成されるガバナンス委員会で、審議・決議されることが適していると判断したためであります。なお、委任した権限が適切に行使されるようにするための措置として、ガバナンス委員会は社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役にしております。
- (5) 社外役員に関する事項
- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役 半田純一氏は、株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパンの代表取締役社長でありますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

- ・取締役 佐東宗秀氏は、三井物産株式会社の食料本部食品原料部長であります。当社と同社との間には同社が当社の議決権の26.6%を所有する資本関係があります。また、同社は当社の重要な子会社である三井製糖株式会社との間に営業取引があります。
 - ・取締役 刀禰館次郎氏は、三菱商事株式会社の食糧本部製粉製糖部長であります。当社と同社との間には同社が当社の議決権の20.1%を所有する資本関係があります。また、同社は当社の重要な子会社である大日本明治製糖株式会社との間に営業取引があります。
 - ・取締役 川村雄介氏は、一般社団法人グローバル政策研究所の代表理事であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役 曾我辺美保子氏は、曾我辺公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 半田純一氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授でありましたが、2022年3月31日付で退任いたしました。当社と同大学との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役 川村雄介氏は、キャノン株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役 曾我辺美保子氏は、株式会社電通グループの社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況
- ・取締役 半田純一氏は、取締役会13回のうち、12回に出席いたしました。経営戦略、特に人材戦略の立案に係る深い造詣と実績を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 佐東宗秀氏は、2021年6月22日就任以来開催の取締役会10回の全てに出席いたしました。出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 刀禰館次郎氏は、取締役会13回の全てに出席いたしました。出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 飯島一郎氏は、取締役会13回及び監査等委員会16回の全てに出席いたしました。金融保険業務への高い知見や、企業経営者として豊富な経験を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 川村雄介氏は、取締役会13回及び監査等委員会16回の全てに出席いたしました。資本市場業務での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 曾我辺美保子氏は、取締役会13回及び監査等委員会16回の全てに出席いたしました。公認会計士として会計及び税務に関する高い見識を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 89百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 148百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. ②の額については会計監査人と同一のネットワーク（デロイト トウシュ トーマツ）に属する組織に対する報酬も含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、投資・会計・税務全般に関して、有限責任監査法人トーマツより助言・指導を受けております。ただし、具体的な会計処理に関する助言は含まれておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	88,935	流動負債	42,468
現金及び預金	31,477	支払手形及び買掛金	15,894
受取手形及び売掛金	12,382	短期借入金	7,590
リース投資資産	444	1年内返済予定の長期借入金	7,070
商品及び製品	27,662	リース債務	397
仕掛品	2,007	未払費用	3,785
原材料及び貯蔵品	10,515	未払法人税等	2,047
その他	4,450	役員賞与引当金	59
貸倒引当金	△4	資産除去債務	14
固定資産	100,561	その他の	5,609
有形固定資産	59,600	固定負債	37,101
建物及び構築物	15,113	社債	10,000
機械装置及び運搬具	18,667	長期借入金	4,290
工具、器具及び備品	590	リース債務	684
土地	18,499	繰延税金負債	1,247
リース資産	1,028	役員退職慰労引当金	235
建設仮勘定	5,700	役員株式給付引当金	14
無形固定資産	6,361	退職給付に係る負債	3,549
のれん	3,470	資産除去債務	407
その他	2,890	長期仮受金	15,331
投資その他の資産	34,599	その他	1,342
投資有価証券	16,208	負債合計	79,570
関係会社出資金	2,886	(純資産の部)	
長期貸付金	19	株主資本	99,607
退職給付に係る資産	1,445	資本	7,083
繰延税金資産	4,310	資本剰余金	10,080
リース投資資産	7,388	利益剰余金	83,170
その他	2,389	自己株式	△727
貸倒引当金	△48	その他の包括利益累計額	1,603
資産合計	189,497	その他有価証券評価差額金	715
		繰延ヘッジ損益	121
		為替換算調整勘定	377
		退職給付に係る調整累計額	389
		非支配株主持分	8,716
		純資産合計	109,926
		負債・純資産合計	189,497

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	147,880
売上原価	120,876
売上総利益	27,003
販売費及び一般管理費	23,373
営業利益	3,630
営業外収益	997
受取利息及び配当金	103
受取ロイヤリティ	563
その他	330
営業外費用	1,148
支払利息	115
社債発行費	48
固定資産売却損	56
持分法による投資損失	476
設置備撤去費	116
その他	335
経常利益	3,479
特別利益	3,408
固定資産処分益	1,000
投資有価証券売却益	117
負債のれん発生益	2,133
補助金収入	156
特別損失	1,226
固定資産圧縮損失	155
減損	1,071
税金等調整前当期純利益	5,661
法人税、住民税及び事業税	3,002
法人税等調整額	△945
当期純利益	3,604
非支配株主に帰属する当期純利益	△52
親会社株主に帰属する当期純利益	3,657

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,723	流動負債	10,179
現金及び預金	19,887	関係会社短期借入金	2,716
売掛金	118	1年内返済予定の長期借入金	5,800
リース投資資産	444	未払金	32
前払費用	24	未払費用	211
関係会社短期貸付金	9,950	未払法人税等	1,159
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200	前受金	37
その他	1,098	預り金	152
固定資産	51,804	役員賞与引当金	29
有形固定資産	24,367	資産除去債務	13
建物	6,882	その他	25
構築物	81	固定負債	28,316
機械及び装置	276	社債	10,000
工具、器具及び備品	4	長期借入金	2,000
土地	12,098	役員株式給付引当金	14
建設仮勘定	5,023	長期仮受金	15,331
無形固定資産	12	その他	971
投資その他の資産	27,425	負債合計	38,495
投資有価証券	427	(純資産の部)	
関係会社株式	13,213	株主資本	45,050
関係会社出資金	2,741	資本金	7,083
関係会社長期貸付金	200	資本剰余金	9,249
繰延税金資産	3,444	資本準備金	9,248
リース投資資産	7,388	その他資本剰余金	0
その他	8	利益剰余金	29,445
		利益準備金	1,033
		その他利益剰余金	28,411
		価格変動準備金	200
		固定資産圧縮積立金	1,120
		固定資産圧縮特別勘定積立金	2,090
		別途積立金	22,680
		繰越利益剰余金	2,321
		自己株式	△727
		評価・換算差額等	△17
		その他有価証券評価差額金	△17
資産合計	83,528	純資産合計	45,032
		負債・純資産合計	83,528

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(自2021年 4月 1日)
(至2022年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	3,781
売上原価	1,384
売上総利益	2,396
販売費及び一般管理費	1,665
営業利益	731
営業外収益	803
受取利息及び配当金	228
受取ロイヤリティ	560
その他	15
営業外費用	161
支払利息	25
社債利息	5
社債発行費	48
固定資産除却損	1
環境対策費	46
その他	34
経常利益	1,373
特別利益	990
固定資産処分益	990
税引前当期純利益	2,364
法人税、住民税及び事業税	1,922
法人税等調整額	△1,189
当期純利益	1,631

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北 村 崇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DM三井製糖ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DM三井製糖ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北 村 崇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DM三井製糖ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2022年3月期（第98期）事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の関係部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

DM三井製糖ホールディングス株式会社 監査等委員会
監査等委員(常勤) 飯島 一郎
監 査 等 委 員 川 村 雄 介
監 査 等 委 員 曾我辺 美保子

(注) 監査等委員 飯島一郎、川村雄介及び曾我辺美保子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会会場ご案内図

場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階 「山吹」

電話 (03) 3211-5211



交通

「大手町」駅（三田線、千代田線、半蔵門線、丸ノ内線、東西線）
「C13b出口」より地下通路でホテル地下1階に直結しております。
「東京」駅（JR）「丸の内北口」 徒歩約8分

お願い

会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



DM三井製糖ホールディングス株式会社
<https://www.msdm-hd.com/ir/>



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。